

福岡県水産海洋技術センターデータ取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、水産海洋技術センター(企画管理部、研究部、有明海研究所、豊前海研究所及び内水面研究所(以下「センター等」という。))の所有するデータの第三者機関による利用について、公正で秩序ある利用を促進するため、基本的な考え方及び方策を定めたものである。

(データ及び利用データの範囲)

第2条 データとは、センター等が業務として行う調査、試験、研究などにより得られた測定値及び情報などの結果を整理し、信頼性を高め、合理的な資料や情報としたものをいう。

2 第三者機関が利用できるデータは、センター等の所有するデータのうち、次に掲げるものを除くデータとする。

- (1) 福岡県情報公開条例(平成13年3月30日福岡県条例第五号)第七条の各号に掲げる情報のいずれかが記録されているもの
- (2) 福岡県の知的財産権に係わる内容が記録されているもの
- (3) 第三者機関との契約により秘密保持を負っているもの
- (4) データ利用を希望する第三者機関(以下「データ利用者」という。)のデータの利用目的が、センター等が今後行おうと予定している研究目的と類似性があるもの

(データ利用及びデータ利用の手続き)

第3条 データ利用とは、前項に定めたデータを閲覧、写しの取得などにより利用することをいい、以下の手続きにより行うものとする。

- (1) データの利用を希望するものは、必要とするデータを所有するセンター等の部長又は所長に利用申請書(様式第1号)に必要事項を記入し提出しなければならない。
- (2) 部長又は所長は、第2条第2項の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、利用申請のあったデータを提供することができる。
- (3) 申請書を受領した部長又は所長は、その利用を認めた場合は、その旨を申請者に通知しなければならない。
- (4) 部長又は所長は、データ提供について、提供するデータの内容、利用機関名、利用者氏名、使用目的等について、速やかにセンター所長に報告するものとする。

(データ利用者の責務)

第4条 提供されたデータの適正使用及び管理等を図るため、データ利用者は以下のことについて遵守しなければならない。

- (1) データ利用者は、提供されたデータを、申請書に明記された目的以外に使用してはならない。
- (2) データ利用者は、提供されたデータを適切に管理し、他の機関や研究者等に漏洩させてはならない。データが漏洩した場合は、速やかにその旨を、データを提供したセンター等に報告しなければならない。
- (3) データ利用者は、提供されたデータを利用して、雑誌あるいは論文等に投稿(以下「投稿物等」という。)する場合は、その内容について事前にセンター等に報告し、承認を得なければならない。センター等は、承認なしに利用されたデータの正確性は、これを保証しないものとする。
- (4) データ利用者は、投稿物等にデータの出典を明記しなければならない。
- (5) データ利用者は、投稿物等をデータを提供したセンター等に提出しなければならない。

(6) データ利用者は、当初の目的とするデータの利用が終了した場合は、その旨をデータを提供したセンター等に連絡し、提供されたデータを返還若しくは破棄しなければならない。

(データの不適切使用)

第5条 提供されたデータが不適切に使用されたことが判明した場合、センター等は、データ利用者に対して、その使用を停止し、提供されたデータを利用した印刷物等の出版を停止させることができるものとする。

(費用負担)

第6条 データ利用に際し、写しなどの交付を受けるものは、その費用を負担しなければならない。

附 則

この規程は、平成16年1月15日から実施する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から実施する。(一部改正)

附 則

この規程は、平成19年3月19日から実施する。(一部改正)

附 則

この規程は、平成23年10月27日から実施する。(第4条及び様式第1号一部改正)

(様式第1号)

データ利用申請書

年 月 日

福岡県水産海洋技術センター

〇〇〇部長又は研究所長

申請者 機関名

住 所

職名・氏名

電話番号

印

このたび、下記のとおりデータを使用したいので申請します。

記

1 使用目的等について

- (1) 使用目的
- (2) 使用方法
- (3) その他 (投稿予定印刷物名)

2 使用データ等について

- (1) データ名等 (調査名、項目、期間等使用したいデータの詳細)
- (2) 使用データの利用期間
- (3) その他

3 担当課(〇〇〇研究所〇〇課等)及び利用者氏名

4 なお、使用が許可された場合、使用データを利用した雑誌あるいは論文等への投稿物は、許可された水産海洋技術センターに提出します。

水技第 号
平成 年 月 日

上記申請のとおり、使用を認めます。なお、利用に際しては、「福岡県水産海洋技術センターデータ取扱規程(平成23年10月27日)」の第4条を遵守し、これに違反した場合は、同規程第5条の適用を受けても異議を申し立てることができないものとします。

福岡県水産海洋技術センター

〇〇〇部長又は研究所長